

住まい・暮らし

空き家などに関するサポート

問 都市建設課 ☎0745-45-2077

平群町空き家バンク制度

空き家バンクでは、空き家所有者と利用希望者の連絡調整や各種情報の提供を行うほか、地域と連携してスムーズな活用をサポートします。平群町に移住・定住を検討している方は是非ご利用ください。

※平群町では、「所有者等」と「利用希望者」間で行う交渉・契約等の仲介行為は行っていません。



住宅の耐震化事業

問 都市建設課 ☎0745-45-2077

町では災害に強いまちづくりを目的に住宅の耐震化の支援を行っています。

地震への備え、あなたの家は大丈夫ですか？地震はいつ起きるか分かりません。地震から大切な家族の生命や資産を守るためにも、住宅の耐震化について、ぜひ取り組んでください。

※詳しい内容は平群町ホームページまたは都市建設課にお問い合わせください。

木造住宅の無料耐震診断

町内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対し、平群町が指定する耐震診断員を派遣し、無料で診断を行います。

木造住宅の耐震改修工事費補助

町内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、適切な方法によって行われた耐震診断の結果、耐震性が低いと認められたものに対して行われる耐震改修工事に要した費用の一部を補助します。

ブロック塀等撤去費補助

通学路または道路等に面した安全性が確認できないブロック塀の撤去工事に対して、その経費の一部を補助します。

農業

農地と農業振興

▶ 農地の権利移動・転用

問 観光産業課(農業委員会事務局) ☎0745-45-1017

農地(休耕地、耕作放棄地なども農地に含まれます)を売買・貸借したり宅地などに転用したりするときは、全て農地法で一定の規制が設けられています。

農地を耕作目的で取得したり、借り受けたりする場合は、農業委員会の許可が必要です。

また、町内の農地を住宅、倉庫、駐車場など農地以外の用途に転用する場合も、県知事の許可または農業委員会への届出が必要です。

▶ 農業振興地域制度

問 観光産業課 ☎0745-45-1017

優良農地について、農用地区域を定め、その区域内では原則として農地転用を禁止し、農業振興の基礎となる農用地などの確保を図っています。

農業用施設(農道、水路、農機具庫など)以外の目的で農地を転用しようとする場合は『農用地除外』といわれる手続きが必要です。

森林の伐採

問 観光産業課 ☎0745-45-1017

森林(保安林除く)を伐採する場合は、伐採を始める90日前から30日前までに『伐採および伐採後の造林届出書』の提出が必要です。

ただし、伐採面積が※1ヘクタールを超え森林以外の目的に転用する場合や保安林内において伐採をする場合は、県知事の許可が必要です。

※太陽光発電を設置する場合は0.5ヘクタール

森林の土地の取得

問 観光産業課 ☎0745-45-1017

森林の土地を新たに取得した場合は、土地の所有者となった日から90日以内に『森林の土地の所有者届出書』の提出が必要です。

商工業

問 観光産業課 ☎0745-45-1017

平群町中小企業小口融資制度

資金使途 …運転資金・設備資金および店舗改造資金

対象者の条件

- …平群町内に1年以上居住していること。(住民基本台帳に登録されていること)かつ、町内に事業所を有し、1年以上引き続き同一事業を営んでいるもの。(但し、遊興、娯楽等興行的業種を除く)
- …町税を完納していること。
- …奈良県信用保証協会の普通保証制度の信用保証を受けることができるもの。
- …この制度による融資の債務がないこと。
- …この制度の保証人になっていないもの。

融資額

…500万円以内(但し、融資額については奈良県信用保証協会が決定します)

融資期間 …4年以内(6ヶ月以内の据置期間を含む)

融資利率 …年利1.80パーセント

補給額

…当該融資利子額の1.0パーセント
※利子補給金交付申請が必要です

取扱金融機関

…南都銀行平群支店、奈良中央信用金庫平群支店、奈良信用金庫龍田川支店
※融資の枠には限りがあります。申請多数の場合は受付順となりますので、ご了承ください。

平群町商工業者債務保証料補給金

対象者の条件

- …平群町内に1年以上居住し(住民基本台帳に登録されていること)、独立して商工業を営む個人および法人。
- …町税を完納していること。
- …奈良県信用保証協会の保証制度による債務保証を受けたもの。
- ※保証協会の保証制度により委託契約した日の翌日から12ヶ月以内の申請者に限る。

補給額

…50,000円以内
※申請多数の場合は、予算の範囲内において補給額を決定しますので、ご了承ください。

特定創業支援等事業による 証明書発行

平群町では「創業支援等事業計画」を策定し、国より認定を受けています。この計画において町と連携している平群町商工会や奈良県よろず支援拠点などが実施する経営、財務、人材育成、販路開拓のすべての知識について支援を受けた方に対し、証明書を交付します。

この証明書を提示することにより、創業に関するいくつかの制度において以下のような優遇措置を受けることができます。(優遇措置の元となる各制度の利用要件等を満たす必要があります。本証明書は、各制度の利用および優遇措置を受けることを保証するものではありません。)

証明書発行の条件

…下記の①～③のいずれかを受講すること

- ①平群町商工会の個別相談
- ②生駒郡4町商工会による創業セミナー
- ③奈良県よろず支援拠点の夢をかなえる土曜塾

優遇措置

- …①会社設立時の登録免許税の減免
- ②無担保、第三者保証人なしの創業関連保証
- ③日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ
- ④小規模事業者持続化補助金(創業枠)

「バリアフリー」ってなに？

身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。

文化・精神面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアがあります。例えば視覚に頼ったタッチパネル式のための操作盤、点字・手話通訳のない講演会などです。

【具体例】

- ▶窓口の案内が音声のみで、聞こえない人や聞き取る力が弱い人がコミュニケーションをとれない。
- ▶情報が多くの場所では、必要な情報を取捨選択できずにパニックになってしまうことがある。

出典元:国土交通省「障害ってどこにあるの?こころと社会のバリアフリーハンドブック」<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf>

平群野菊の里斎場

問 住民生活課 ☎0745-45-1439

所在地	平群町大字櫛原382
電話番号	0745-45-7480

火葬棟使用料

区分	単位	使用料		備考
		町内	町外	
人体火葬	大人(12歳以上の者)	1体につき	20,000円	100,000円
	小人(12歳未満のもの)	1体につき	7,000円	60,000円
	死産児	1体につき	5,000円	30,000円
	人体の一部	1個につき	5,000円	30,000円
動物火葬	小動物(犬、猫等)	1匹につき 梱包状態で 15kg以下 (収骨あり)	7,000円 (10,000円)	30,000円
		梱包状態で5kg 増すごとに	1,000円	3,000円
		1匹につき 梱包状態で 15kg以下 (収骨なし)	4,000円 (7,000円)	20,000円
		梱包状態で5kg 増すごとに	1,000円	2,000円
(遺体安置時間については最長48時間) 霊安室	遺体安置 時間が24 時間まで	1体につき	4,000円	25,000円
	遺体安置 時間が24 時間を超え1時間増 すごとに	1体につき	200円	1,250円

葬祭棟使用料

区分	単位	使用料		備考
		町内	町外	
式場	通夜式から 告別式まで	1回	100,000円	200,000円 最長24時間以内とする
	通夜式 のみ	1回	70,000円	150,000円 最長19時間以内とする
	告別式 のみ	1回	55,000円	120,000円 最長5時間以内とする
遺族控室 多目的室	1室	1,000円	2,000円	1時間当たり
聖職者控室	1室	600円	1,200円	1時間当たり
(17時から翌日8時30分まで) 仮通夜など夜間使用の場合 (但し、式場利用時は除く。)	1回	13,000円	26,000円	夜間における 施設の開錠・施 錠等葬祭業務

畜犬登録

問 住民生活課 ☎0745-45-1439

届出の種類	説明	手数料
登録	・飼い始めてから30日以内に登録を行ってください。鑑札を交付します。	3,000円
狂犬病 予防注射	・年に1回狂犬病予防注射を必ず受けてください。 ・動物病院で接種し、狂犬病予防接種済証を受領した場合、狂犬病予防接種済証を持参し、手続きしてください。狂犬病予防接種済票を交付します。	550円
転出	・転出先の市町村へ平群町が交付した鑑札を忘れずにお持ちください。(※鑑札がない場合は、有料で再交付します)	無料
転入	・使用中の鑑札を持参の上、手続きしてください。新しい鑑札を交付します。	無料
登録事項の 変更	・登録してある犬の所有者や飼い主の住所などが変更になった場合は、届出が必要です。	無料
死亡	・登録してある犬が死亡したときは、登録を抹消しますので必ず届出てください。	無料
鑑札再交付	・鑑札を紛失した場合、再交付申請をしてください。	1,600円
注射済票 再交付	・狂犬病予防注射済票を紛失した場合、注射済票の再交付申請をしてください。	340円



消費生活

問 観光産業課 ☎0745-45-1017

消費生活

食品や衣類を買ったり、電車やバスに乗ることも「契約」だと知っていますか？

契約書に印鑑を押さなくても口約束でも契約は成立します。言い換えれば、私たちは日々契約を交わしながら生活していると言えます。

しかし、だまされたり、無理やり契約を結ばされてしまった場合は、一定期間であればクーリング・オフ制度を活用して契約を解除することができます。（「自動車」や「使用済みの消耗品」などクーリング・オフできないものもあります。）

また、スマートフォンの普及で、生活が便利になった反面、SNSを悪用した投資詐欺やロマンス詐欺など、ネットで知り合った人とのやり取りが悪質商法や犯罪に結びつくケースも発生しています。

被害防止には家族の見守りや、友人、近所の人の声かけも大切です。

どうか、一人で悩まないで相談する場所があることを知ってください。

★ハット！ホット！生駒郡消費者サポートネットワーク相談窓口

町名 (担当課)	開設日	相談時間	電話番号
平群町 (観光産業課)	月	10時～16時	☎0745-45-1017
安堵町 (安全安心課)	火	13時～16時 ※予約優先	☎0743-57-1511
三郷町 (住民課)	水	13時30分～16時	☎0745-73-2101
	第4水	10時～12時 13時～16時	
斑鳩町 (住民課)	木	13時～16時	☎0745-74-1001
	第4木	10時～12時 13時～16時	

★開設日以外の相談窓口

奈良県 消費生活センター	月～金	9時～17時 ※受付は16時 30分まで	☎0742-36-0931
-----------------	-----	----------------------------	---------------

(土・日・祝日・年末年始を除く)

まずは一人で悩まず、できるだけ早く相談窓口へ連絡をしましょう。

「消費者啓発出前講座」申込み受付中

消費者問題に関心を持っていただき、様々な消費者トラブルの回避の一助としていただくために、専門の講師が皆さんの集会に出向き、くらしに身近な情報をわかりやすく提供します。おおよそ1時間程度の予定です。

テーマは対象者の年齢やご希望により、内容のご相談に応じます。お気軽にお問い合わせください。

◎ご利用対象者

町内に在住・在勤するおおむね10人以上で構成される団体やグループ

◎会場等について

地区集会所、ご指定の会場に講師がお伺いします。講師の派遣料、講演料は不要ですが、会場の手配および催しの企画等はみなさまでお願いします。会場の場所については町内に限らせていただきます。

◎申込み

申込みご希望の方は、観光産業課までお問い合わせください。

知っていますか？クーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘販売の場合、一定期間であれば無条件で解約できる「クーリング・オフ」という制度があります。（平成25年2月から「訪問購入（押し買い）」もクーリング・オフができるようになりました。）

契約書面を受け取った日から8日以内（マルチ・内職商法は20日以内）に必ず書面（ハガキや内容証明郵便）で通知しましょう。

ハガキは表裏をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送付し、郵便局の受領証と一緒に保管しましょう。

クレジット契約の場合、必ずクレジット会社へも出しましょう。

はがきで通知するときの記載例

郵便はがき		契約の解除（申込みの撤回）の通知	
切手	〒	株式会社×××御中	■契約（申込み）日 ○年○月○日 ■商品名 ○ ■契約金額 ○円 ■販売店名 ○ 右契約（申込み）は解除（撤回）します。 なお支払った○○万円はお返しく下さい。 商品は早急にお引取りください。 住所 氏名
	簡易書留または特定記録		

表面

裏面

※一部クーリング・オフの対象外となるものもあります。相談窓口にご確認ください。